

植物防疫法施行規則の一部改正案及びベトナムから発送されるティエウ種のれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準案の概要

1. 現行制度における輸入規制の概要

(1) 植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項は、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第 1 号において、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるものと規定している。

(2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)第 9 条第 1 項第 1 号においては、輸入を禁止する地域及び植物を別表 2 に定める旨を規定している。

現在、ベトナムから発送され、又は当該地域を經由したれいしの生果実については、ベトナムにおいて検疫有害動植物であるミカンコミバエ種群の発生が確認されていることから、別表 2 の 2 の項において、輸入禁止品として位置付けられている。

2. 改正の趣旨

(1) 平成 27 年、ベトナムは、我が国に対し、ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実の輸入解禁を要請した。その後、ベトナムは、くん蒸処理によるミカンコミバエ種群の殺虫試験を実施し、平成 30 年、ティエウ種のれいしの生果実に係る殺虫試験データを提出した。

(2) これを受け、我が国において、この試験データの内容を検討したところ、ベトナムが開発したくん蒸処理によって、確実にミカンコミバエ種群を殺虫できると判断した。このことから、当該くん蒸処理を実施すること等を条件に当該生果実の輸入を解禁しても、我が国にミカンコミバエ種群が侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。

(3) このため、ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実の輸入が可能となるよう、規則の改正等を行うものである。

3. 改正案等の主な内容

(1) 規則の一部改正

別表 2 に定める輸入禁止品から一定の基準に適合するベトナム産ティエウ種のれいしの生果実を除くため、別表 2 に付表第 71 として「ベトナムから発送され、他の地域を經由しないで輸入されるティエウ種のれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する等の所要の改正を行う。

(2) 告示の制定

(1) の改正に伴い、規則の別表 2 に掲げる輸入禁止品から除くベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を新たに制定する。その主な内容は、次に掲げるとおりである。

くん蒸処理施設において、臭化メチルの投薬量 $32\text{g}/\text{m}^3$ 、果実温度 27.1 以上で 2 時間くん蒸がなされたものであること。

ベトナムの植物防疫機関が発行した植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。

イ の消毒が行われたものであること。

各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

4. 施行期日
公布の日